

## II 受験対象者（受験資格）

### 1 受験対象者

受験資格を有する者は、下表の「受験対象者」のいずれかに該当し、かつ、必要実務経験期間を満たす方のみとなります。さらに、宮崎県で受験するには、9頁の「受験地の基準」を満たす必要があります。

受験対象者		必要実務経験期間
法定資格	「別表1」に定める国家資格等に基づき、当該資格に係る業務に従事する者（登録年月日以降の業務期間が対象）	通算実務経験年数が <u>5年以上かつ</u> 、 当該業務に従事した日数が <u>900日以上</u>
相談援助業務	「別表2」に掲げる相談援助業務に従事する者	

（例）介護福祉士として介護業務に従事している場合…介護福祉士の登録後（登録証の年月日）5年以上かつ900日以上の介護業務の実務経験が必要。

#### 「別表1」（国家資格等に基づく業務に従事する者）

法定資格保有者（保健・医療・福祉に関する以下の法定資格にもとづく業務に従事した期間）							
区分コード	資格名	区分コード	資格名	区分コード	資格名	区分コード	資格名
ア－1	医師	ア－2	歯科医師	ア－3	薬剤師	ア－4	保健師
ア－5	助産師	ア－6	看護師	ア－7	准看護師	ア－8	理学療法士
ア－9	作業療法士	ア－10	社会福祉士	ア－11	介護福祉士	ア－12	視能訓練士
ア－13	義肢装具士	ア－14	歯科衛生士	ア－15	言語聴覚士	ア－16	あん摩マッサージ指圧師
ア－17	はり師	ア－18	きゅう師	ア－19	柔道整復師	ア－20	栄養士（管理栄養士含む）
ア－21	精神保健福祉士						

※いずれの業務においても、要援護者に対する直接的な対人援助が当該者の本来業務として明確に位置付けられていることが必要です。

（例）栄養士（又は管理栄養士）の資格を有し、施設等の献立作成や調理業務のみを行っている場合は要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験に必要な実務経験として認められません。要援護者に対する直接的な栄養指導や助言等を行っている必要があります。

※介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士については、受験資格の詳細を宮崎県社会福祉協議会のホームページ(<http://www.mkensha.or.jp/>)に掲載していますので、御参照ください。

#### 「別表2」（相談援助業務に従事する者）

施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者			
区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
イ－1	特定施設入居者生活介護を行う施設 ※介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イー2	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 ※介護保険法第8条第21項	生活相談員	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
イー3	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 ※介護保険法第8条第22項	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
イー4	介護老人福祉施設 ※介護保険法第8条第27項	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号
イー5	介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号
イー6	介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 ※介護保険法第8条の2第9項	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
イー7	(計画相談支援)  指定特定相談支援事業所  ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
イー8	(障害児相談支援)  指定障害児相談支援事業所  ※児童福祉法(平成22年法律第164号)第6条の2の2第7項	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
イー9	生活困窮者自立相談支援事業所  ※生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業等の実施についての別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア

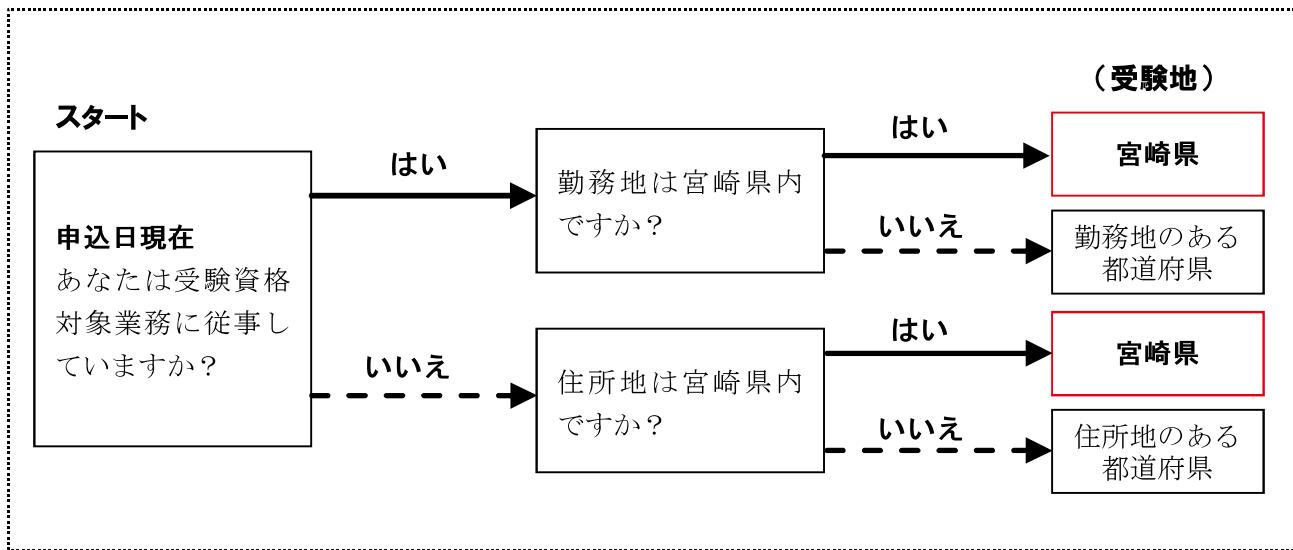
### 実務経験に係る留意点

- (1) 必要実務経験は、**試験日前日（令和2年10月10日）までに満たしていることが必要です。**
- (2) 実務経験見込証明書で受験した方は、要件を満たした時点で、改めて実務経験証明書を提出する必要があります。試験当日欠席者についても、実務経験証明書の提出は必要です。  
提出がない場合は、いかなる場合も受験無効となりますので御留意ください。
- (3) 法定資格区分に該当する方の当該業務従事期間は、**当該資格の登録日以降**となります。
- (4) 要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として位置付けられていることを必要とするため、当該資格を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助でない業務(教育業務、研究業務、営業、事務等)に従事している期間は実務経験期間に含まれません。
- (5) 実務経験期間の日換算については、**一日の勤務時間が短い者の場合についても一日勤務したものとみなします。**
- (6) 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、試験事務局へお問い合わせください。

## 2 受験地の基準

- (1) 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、その勤務地が宮崎県内であること。  
 (2) 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が宮崎県内であること。

※ 受験対象となる資格は有しているが現在勤務していない、あるいは他の業務に従事している場合



## 3 受験対象者についての留意点

次の(1)から(7)のいずれかに該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても介護保険法第69条の2に定める介護支援専門員としての登録を受けることができませんので、御注意ください。

また、介護支援専門員の登録を受けた後に下記(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合（介護保険法第69条の39第1項第1号）や、不正の手段により介護支援専門員の登録を受けた場合（介護保険法第69条の39第1項第2号）は介護支援専門員の登録を削除することになりますので御注意ください。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

## 実務経験期間算定の具体的な事例

		資格、業務及び従事期間（5年以上かつ、900日以上）		
例1	薬剤師登録	5年		
	●—————			
	薬剤師法に基づく薬剤師業務	→ 試験	○	
	製薬会社での研究部門業務のみ	→ 試験	×	
例2	保健師登録	5年		
	●—————			
	保健指導	→ 試験	○	
	専ら事務	→ 試験	×	
例3	指定介護老人福祉施設	薬剤師の資格取得	通算5年	
	●—————	●—————		
	生活相談員（3年） 退職	薬剤師の業務（2年）	→ 試験	○
例4	指定介護老人福祉施設	介護福祉士登録	通算5年	
	●—————	●—————		
	介護業務 退職 (無資格3年)	介護福祉士の業務 (2年)	→ 試験	×
例5	看護師登録	5年		
	●—————			
	看護業務（3年）	介護老人福祉施設での生活相談員 (2年)	→ 試験	○
例6	指定介護老人福祉施設	社会福祉士登録	通算5年	
	●—————	●—————		
	生活相談員 (無資格3年)	社会福祉士の業務 (2年)	→ 試験	○
例7	精神保健福祉士登録	通算5年		
	●—————			
	病院での介護業務（5年）	→ 試験	×	

**受験資格に関するQ & Aを宮崎県社会福祉協議会のホームページ  
(<http://www.mkensha.or.jp/>)に掲載しています。**